

日税連海外調査2017 ニュージーランド

国際税務情報研究会会長 中里 実



はじめに

今更と云うことになるのかもしれないが、外国の情勢を知るには、百聞は一見にしかずといふのは、本当のことである。私はこれまでいくつかの国や地域を訪ねたことがあるが、実際に現地を訪れて、街を歩き、人と話し、買い物や食事をすることによって初めて分かることが、実にたくさんある。今回のニュージーランド訪問においても、期間は短かったものの、そのような感想を持った。

もちろん、私たちのような法律学研究者は、外国の法律の条文や判例を直接に読むことにより、当該外国を実際に訪問しないでも、当該外国の法制度の表面的な概観について知ることが可能である。しかし、そこには必ずしも限界があり、やはり現地を訪問しないと分からないことが多いのである。

一 今回の調査の経緯

日税連による、2016年の秋のドイツ及びスイスにおける中小企業課税や消費税制度の調査に続いて、昨年の2017年に、10月

8日から13日にかけて、日税連の神津信一会長及び国際部や国際税務情報研究会の先生方と一緒に、ニュージーランドに、主に消費税(Goods and Services Tax)の調査に出かけた。これは、2016年の調査の際に、スイス財務省の主席の幹部の方々と、消費税について調べるには、理論的水準の高いニュージーランドの制度を調査することが望ましいと勧められたからであった。神津会長が率直にこの助言に従ったことは、結果的に、大きな成功であった。

特に、ヨーロッパで付加価値税と呼んでいるものの欠点を丁寧に調査して1980年代に消費税が導入されたニュージーランドにおいては、ヨーロッパの付加価値税とあえて区別するために、Goods and Services Taxと名付けたという点からも、自らの制度についてニュージーランドの方々の有する自負心を目的に訪問することのできた訪問であった。

今回の海外調査の成果の報告については、税理士界1359号に石丸修太郎先生による

詳細な報告が掲載され、また、太田直樹担副会長の下、国際部による成果の詳しいまとめが作成される予定になっている。

そこで私は、今回の調査のバックグラウンドや理論的側面について若干補足するための報告を行うことにする。

他国の制度と比較した場合に初めて、自国の制度についてよりよく知ることができるといことは、まああることである。今回、私たちは、虚心坦懐に単一税率15%で課税範囲の極めて広いニュージーランドのGoods and Services Taxについて、そのあるがままの状態を把握することにより、日本の消費税の現状について考えるきっかけにしようという点を第一の心構えとして、謙虚な姿勢で調査を行った。むしろ、法律制度の調査自体は、現地にかけない程度でも、表面的にはある程度知ることができ

るのであるが、制度運営の実態や国民の感覚については、現地にかけないと分からないからである。かつ、今回の調査に

二 調査の準備

ニュージーランドは、面積こそ日本とそれほど変わらないものの、人口が500万人にも満たない小さな国である。しかし、自然環境に恵まれた豊かな国であり、政情も極めて安定している。今回面会したすべての方々に共通していることであるが、フレンドリーであり、私達に対して極めて親切であった。かつて1980年代

に、公的部門の肥大化や経済失速による財政破綻に直面し、青息吐息でそこからどうにか脱却した国の、現在における活力ある姿を目

にすることができて、本当に幸運であった。世界経済の変化は急速で、どの国であっても、頂上からどん底への転落も早く、逆もまたしかりである。過度の楽天主義や悲観主義を排し、冷静に対応することの重要性を認識することができた。

ニュージーランドにおいては、現在、比較的(少なくとも表面上)人種差別や移民排斥は見当たらないが、それでも、多数の移民が押し寄せて職を奪われるのは困るとい感情がないわけでもない。特に、多数の移民のオークランド等の大都市への急激な流入により、家賃等が高騰すればなおさらである。したがって、今回の総選挙で、第二位の労働党(比較的移民の急激な増加に消極的なように見受けられる)と、第三位のニュージーランド・ファーストが連立した結果として、そのような移民の数の制限の方向が打ち出される可能性もあるかもしれない。

いずれにせよ、この平和で豊かな小国が今後どのような国になるのかについては、注意深く見守る必要があるといえよう。

なお、ニュージーランドにおいては、環境への配慮からか、水力発電、風力発電、地熱発電等に力を入れていること、その結果として電力の値段が高く、日本の三倍程はするという話があったことは記憶に新しい。



今回の調査で感じたのは、国民の課税当局に対する信頼の厚さであった。この点は、2017年の春に税制調査会の海外調査で訪れたスウェーデンやエストニアとの強い類似性が見られる。人口が少なく、比較的豊かな国では、そのような傾向が強くなるのであろうか。

また、課税におけるプライバシーについての感覚の差も、ニュージーランドは、スウェーデンやエストニアと多少類似しているように感じた。すなわち、課税庁に自らの課税に関する情報を提出することに関して国民の抵抗感はまだ強くないように見受けられる。もちろん、これを単に政府への信頼というだけで単純に片付けられるかどうかについては、今後検討する必要がある。

なお、この問題の背景については、ニュージーランドが財政破綻等で混乱していた時期に書かれた論文(Keimeth J. Keith, Open Government in New Zealand, 17 Victoria University of Wellington Law Review 33, 1987, Victoria University of Wellington Legal Research Paper Series, Keith Paper No. 6/2017)における記述が参考になるのではないかとと思われる。

ニュージーランドにおいては、現状における電子申告等の普及が今一つであり、日本と同様に、租税手続の電子化を熱心に推し進めている。この点は、日本と同様、世界的な潮流に沿ったものであるといえよう。もっとも、この点に関するニュージーランド国税庁の担当者の発言で驚いたのは、ICT化の推進とともに、今後、かなりの数の職員数の削減を予定しているという点であった。

現在のように、国際的な課税逃れ取引等が先鋭化している状況の下では、電子化の推進で余力の生じた人員は調査の方に振り向けるという選択も当然にあると考えられるが、ニュージーランドでは、政治的な状況もあるのだから、人員整理という選択になっただけではないかと推察される。ただし、労働党政権の成立により、その点については変化が生ずるかもしれない。

もっとも、日本においては、2017年10月28日の日本経済新聞電子版の、「3銀行大リストラ時代 3・2万人分業削減へ」という記事におけるように、「みずほフィナンシャルグループ(FG)など3メガバンクが規模な構造改革に乗り出す。デジタル技術による効率化などにより、単純合算で3・2万人分を上回る業務量を減らす」ということであるから、ICT化促進による人員削減圧力は、今後、日本経済のあらゆる分野に及ぶのかもしれない。この点こそは、今後の経済活動のあり方を考える際に、見逃せない視点である。

ニュージーランドの租税制度の詳細については、前述の、石丸先生の報告、及び、国際部の報告に委ねたいが、アメリカやイギリスやドイツやフランスといった大国の租税制度の調査の場合と異なり、ニュージーランドの調査においては、2016年の秋に出かけたスイスの調査の場合と同様、小国故か、税制改革についての政府の機動性の高さが印象に残っている。また、税制が全体としてシ

ン

四 当局が税務情報を入力するところについての国民の対応

五 電子化の推進

六 税制

二訂版 事例検討法人税における純資産の部

山下和博 編著 国税通則法 税務調査手続関係 通達逐条解説

高野弘美 著 平成30年3月申告用 所得税確定申告書記載例集

石井敏彦・鬼塚太美・杉尾充茂・丸山慶郎・吉本 覚 共編 平成30年3月申告用 所得税確定申告の手引

犬丸伸浩 編 平成30年版 土地評価の実務

秋山忠人 編著 二訂版 事例検討法人税における純資産の部

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆(価格税込)TEL03(3829)4141(代) FAX03(3829)4001(代) 国税速報「ターベース」税のしるべ電子版、アクセスは、次のアドレスで! http://www.zaikeyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

山下和博 編著 国税通則法 税務調査手続関係 通達逐条解説 A5判・3800頁 定価3000円

